

川口市子ども読書活動推進計画

平成 28 年度～平成 32 年度

改 訂 版



きゅぼらん

川口市

はじめに

子どもの読書活動は、平成13年に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条（基本理念）において、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであると規定されています。

また、子どもたちは読書活動を通じて、様々な考え方や生活習慣など、今まで知らなかった新しい世界を知ることができます。

このように、子どもたちが成長していく過程で、読書が果たす役割は、大変重要です。

しかし、現代社会の電子化・情報化など、デジタル情報メディアの急速な普及・発達が、子どもたちの読書環境に大きな影響を与え、子どもたちの「読書離れ」をすすめている一因とされています。

本市においても、図書館における児童の延べ利用者数は、平成26年度では前年度対比5,578人の4.8%の減少となっております。

こうした状況を踏まえ、本市における子どもの読書活動のさらなる推進を図るため、この度、平成28年度から5年間を計画期間とし、川口市子ども読書活動推進計画改訂版を策定いたしました。

この計画に基づき、家庭・地域・学校・行政が一体となり、市全体で子どもの読書活動の推進を継続していくことが重要です。

今後も、次世代を担う子どもたちが進んで読書を楽しみ、心豊かな大人に成長するよう、読書環境の整備・充実に努めて参ります。

平成28年4月

目 次

第1章 基本の方針

第2章 子どもの読書活動推進のための具体的な取り組み（方策）

- 1 家庭における子どもの読書活動の推進
- 2 地域における子どもの読書活動の推進
 - (1) 市立図書館の取り組み
 - ア 魅力ある読書環境づくり
 - イ ボランティアとの協働
 - ウ 市立幼稚園・保育所への支援
 - エ 小学校・中学校への支援
 - (2) 公民館等の社会教育施設の取り組み
 - (3) 児童センター・放課後児童クラブの取り組み
- 3 学校等における子どもの読書活動の推進
 - (1) 市立幼稚園・保育所の取り組み
 - (2) 小学校・中学校の取り組み
 - ア 市立図書館との連携事業の推進
 - イ 教職員全員で取り組む姿勢の確立
 - ウ 子どもたちが読書により親しむことのできる環境の整備
 - エ 学校図書館の活性化と図書の実
 - オ 地域ボランティアとの連携

〔資料編〕

- 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 川口市子ども読書活動推進計画検討委員会設置要綱
- 川口市子ども読書活動推進計画検討委員会委員名簿
- 策定の経過

第1章 基本の方針

本市では、国及び埼玉県の基本の方針を踏まえ、次の項目を計画の基本の方針とします。

- 1 子どもがいつでも本を手に取り読書を楽しむ
- 2 親子で一緒に読書を楽しむ
- 3 子どもたちの読書意欲を高める
- 4 興味や関心を引き出す場を提供する
- 5 読書習慣を身につける

子どもの読書活動は、子どもたち自身が、本のおもしろさ、楽しさを自ら発見することです。

すばらしい本に出会う環境づくりを推進するため、図書館や学校図書館の充実、読書活動推進のための様々な組織間の連携、家庭への啓発やボランティア団体との協働、これらに対する支援など、体制の整備に努めます。



朝読書（小学校）



おはなし会（図書館）

第2章 子どもの読書活動推進のための具体的な取り組み（方策）

1 家庭における子どもの読書活動の推進

家庭は、子どもにとって一番身近な読書環境であり、子どもに読書の楽しさや大切さを伝える上で重要な役割を担っています。子どもがいつでも本を手にとることができ、安心して読書を楽しめる環境をつくること、そして親子で一緒に読書を楽しむことが重要です。また、大人が率先して読書を楽しむ姿を子どもたちに見せることは、子どもが読書に親しむきっかけにつながります。家庭の中で、本についての会話が弾むことを期待します。

展開する施策

◎ 子どもと本の出会いの場の提供

- ★ 出生時に絵本を手渡すファーストブック事業を継続して行ないます。^{*1}
- ★ 図書館等の地域施設^{*2}では、おはなし会や手あそび・わらべうたの会等、子どもと本の出会いの場を提供します。
- ★ 生後3～5ヶ月の乳児を対象に実施している育児教室の中で、読み聞かせの大切さについて啓発していきます。また、3歳児健康診査及び幼児相談会場に絵本を用意し、子どもたちが自由に絵本を手にとれる場を提供します。

◎ 読書に親しむ環境づくり

- ★ 図書館等の地域施設の利用促進を図るため、広報紙やホームページ等で広報・啓発します。
- ★ 図書館オリジナルの「どくしょノート」を活用して、子ども自身が読書記録をつけることで読書意欲の向上を図ります。

◎ 家庭での読み聞かせの支援

- ★ 年齢に応じたブックリスト^{*3}を学校や図書館等で配布し、家庭での読み聞かせをすすめます。



どくしょノート（図書館）



わらべうたとえほんの会（図書館）

*1 市民が出生届を提出した際に、市は子どもの誕生を祝いまた健やかな成長を祈って、記念品として絵本か植木の贈呈を実施している。

*2 中央図書館や地域図書館、公民館や子育てサポートプラザ等をいう。

*3 子どもたちに読んで欲しい本を紹介したパンフレットで、図書館司書が選んでいる。

2 地域における子どもの読書活動の推進

地域においては、行政とボランティア、関連機関等が協力し、子どもたちが読書に親しむ機会を積極的に提供することが重要です。

(1) 市立図書館の取り組み

市立図書館は、子どもの読書活動を推進するための専門的かつ直接的な役割を担う施設です。そして、子どもたちには、読みたい本を自由に手に取り、読書の楽しみを知ることのできる場所です。また、保護者にとっても、子どもに読み聞かせをしたい本を選んだり、図書館司書に子どもの読書について相談できる場でもあります。

子どもたちとその保護者が気軽に利用しやすく、質の高いサービスが提供できるよう努めるとともに、より良い読書環境の整備と読書意欲を向上させる事業を推進していきます。

展開する施策

ア 魅力ある読書環境づくり

- ◎ 読書環境の整備と図書の実充
* 魅力のある本を選定・収集し、子どもの知的欲求を満たす図書の充実に努めます。
* 子どもたちの読書への興味を広げるため、「むしの本」などテーマをもうけた図書の展示を行います。
* 赤ちゃんコーナー、ティーンズコーナー*4の図書を充実させます。
* 年齢に応じたブックリストを作成し、配布します。
* 「子ども向け図書館だより」・「ティーンズ通信」を発行し、より魅力のある内容にしていきます。
* 日本語を母国語としない子どもたちのために、外国語で書かれた絵本・児童書の収集に努めます。
- ◎ 子どもが読書に親しむための行事の開催
* 年齢に応じたおはなし会を開催します。
* 季節の行事（夏休みおはなし会・クリスマスおはなし会）を開催します。
- ◎ レファレンスサービス*5等の充実
* 職場内の職員研修・研究を充実させ、司書の専門性を高めます。
* 国や県等が開催する研修へ積極的に参加をさせ、職員の資質の向上を目指します。
- ◎ 障害のある子どもたちへの支援
* 様々な障害の特性に合わせた図書を収集していきます。
* 点字図書・デージー図書*6の充実に努めます。

*4 13歳～18歳までの中学生・高校生を対象に、その年代に適した図書・雑誌を揃えている。

*5 利用者が必要としている情報や資料を、図書館司書が図書館にある資料を用いて調査すること。

*6 活字の図書を音声で読み上げてデジタル化した図書のこと。

イ ボランティアとの協働

- ◎ 図書館や学校で活動するボランティアへの支援
 - * ボランティア養成講座や研修会を開催し、地域で活躍するボランティアを支援します。
 - * 子どもたちにより多くの本の魅力を伝えてもらえるよう、ボランティア団体への団体貸出*7を充実させます。

ウ 市立幼稚園・保育所への支援

- ◎ 読書に親しむ環境の整備
 - * 子どもたちがより多くの本を手に取り、読書を楽しめるよう、団体貸出やリサイクル事業*8を通して絵本を提供します。
 - * 読書をすすめるブックリストを配布します。

エ 小学校・中学校への支援

- ◎ 図書の充実
 - * 「読書による人づくり推進事業」*9として、全ての小学校・中学校に、子どもが読書に親しむための本を提供します。
 - * 学校における授業のカリキュラムに合わせた、団体貸出専用の図書を充実させます。
 - * 子どもたちの調べ学習*10がより充実したものになるよう、小学校へ百科事典の貸出を行ないます。
 - * 子どもたちがより多くの本を手に取り、読書を楽しめるよう、リサイクル事業を通して絵本・児童書を提供します。
- ◎ 本に親しむ機会の提供
 - * 子どもたちが図書館について理解を深め生涯にわたり利用できるよう、図書館見学を随時受け入れ、図書館利用やおはなし会への参加を啓発します。
 - * 子どもたちの読書に対する意欲を高め、本に親しんでもらうために、図書館司書を小学校・中学校へ派遣し、ブックトーク*11を実施します。
 - * 小学校1年生に向けて「としょかんにおいでよ」のブックリストを配布し、図書館利用の促進や読書活動の啓発を図ります。
- ◎ 学校との連携
 - * 教職員の「子どもの読書」への知識・関心をさらに高め、子どもたちへの教育活動に役立てるため、図書館主催の教職員向けの研修会を開催します。
 - * 学校との情報、意見交換の場として、連絡会や合同研修会の開催に努め、連携事業の周知を図ります。

* 7 図書館に登録した学校・保育所や読み聞かせ団体に、最大50冊、1ヶ月間まで、図書資料を貸し出すこと。

* 8 図書館で除籍対象になった児童書を有効に活用するため、学校・幼稚園・保育所等に対し、無料で提供すること。

* 9 子どもの読書の機会を増やし、自ら読書に親しみ、読書の楽しみを味わうことができる環境を創出する取り組み。

*10 子どもたちが課題解決のために図書や見学、実験観察、体験等を通して情報収集をし、まとめる学習活動。

*11 あるテーマに沿って、様々なジャンルの本を何冊か順序だてて紹介すること。

(2) 公民館等の社会教育施設の取り組み

本市には公民館が33館あり、ボランティア団体による「おはなし会」などを開催しています。科学館には、参加体験型展示室があり、子どもたちは実際に見て、ふれて、体感することができます。また、プラネタリウムと天体望遠鏡を備えており、子どもが楽しみながら科学に接する場を提供しています。

これらの施設は子どもたちにとって身近な施設であり、子どもの読書に対する興味や関心を引き出す場として一層の充実を図ります。

展開する施策

◎ 読書活動に関する啓発と資料の充実

- * 読書をすすめるブックリストを設置します。
- * 図書館と連携して、公民館の図書コーナーの充実に努めます。
- * 科学館では、科学への関心と知識をよりいっそう深めるため、科学関係資料を充実させます。

(3) 児童センター・放課後児童クラブの取り組み

本市には児童センターが3館あり、乳幼児から中高生までの子どもたちが安全に楽しく遊べる居場所であるとともに、数多くの子育て支援事業を展開し、地域の子育て支援の場として活用されています。また、各館には図書室もしくは図書コーナーも備わっています。今後もより一層、子どもが読書に親しむ機会を提供し、子どもの読書活動の推進を図ります。

放課後児童クラブは、学校から帰宅しても家に保護者がいない家庭の児童を健全に育成することを目的とし、小学校ごとに設置されています。子どもたちが放課後児童クラブで過ごすなかで、本に親しむ機会の提供を行っていきます。

展開する施策

◎ 本に親しむ機会の提供と充実

- * 児童センターでは、図書室もしくは図書コーナーを常時開放し、本の貸し出しを行います。
- * 子どもたちの読みたい本のリクエストを受け、積極的に備えます。
- * 放課後児童クラブでは、絵本の読み聞かせや読書の時間を設けるなど、子どもたちが本にふれる環境をつくります。

◎ 読書活動に関する啓発

- * 読書をすすめるブックリストを設置します。



ブックリスト (図書館)

3 学校等における子どもの読書活動の推進

学校においては、これまで、様々な教育活動をとおして読書活動が行なわれてきました。子どもが読書習慣を身に付ける上で、学校の果たす役割は大きく、教職員全員が読書活動の重要性を認識し、取り組みを推進していきます。

(1) 市立幼稚園・保育所の取り組み

乳幼児期に家庭と離れて、社会とかわりをもつ場所として、幼稚園や保育所があげられます。言葉を獲得し、情緒面が著しく発達していくこの時期に、絵本を通じて多くの言葉にふれることは大変有意義です。子どもたちが本の楽しさを感じ、親しむことができるよう、取り組みを推進していきます。

展開する施策

- ◎ 本に親しむ機会の提供
 - * 団体貸出制度を活用し、図書館の本を積極的に利用していきます。
 - * 図書館司書による読み聞かせや、絵本の紹介を実施し、子どもたちや保護者が本に親しむきっかけづくりをしていきます。
 - * 家庭への貸出用絵本の充実を図ります。
- ◎ 子どもが自由に絵本を手にとり、見ることができる環境整備
 - * 絵本コーナーを常設し、子どもの興味・関心にこたえる図書を充実させます。
- ◎ 保護者に対する啓発活動の実施
 - * リーフレットを配布し、乳幼児期の子どもにとっての読書活動の意義を啓発していきます。
 - * 保護者懇談会において、読書の大切さを伝え、保護者の意識の高揚を図ります。
- ◎ 日常保育における、読み聞かせ、おはなしの充実
 - * 本に触れる機会が習慣化するよう、読み聞かせ・おはなし(ストーリーテリング) *12 を行なっていきます。
- ◎ 市立幼稚園と保育所の交流、情報交換
 - * 普段子どもたちがふれている絵本についての情報交換を行い、子どもの実態や絵本の読み聞かせについて研修していきます。また、図書館司書も含めた合同研修会を実施していきます。



日常の読み聞かせ（幼稚園）

*12 物語やお話を覚えて、語って聞かせること。「素話」「語り」ともいわれる。

(2) 小学校・中学校の取り組み

学校においては、それぞれの発達段階に応じて、子どもたちの読書に親しむ態度を育成し、読書習慣を身に付けさせることが大切です。

そのため、全校一斉読書や学校での読み聞かせなどの取り組みを推進し、また、学校図書館機能を充実させるとともに、子どもたちが主体的・意欲的に読書活動や学習活動に取り組める環境づくりを推進します。

展開する施策

ア 市立図書館との連携事業の推進

- ◎ 「読書による人づくり推進事業」で貸し出された図書の活用
 - *子どもたちが気軽に、身近にある本を手に取り、読書活動ができるよう、本の活用方法を工夫していきます。
- ◎ 団体貸出制度を活用した効果的な学習活動の充実
 - *団体貸出制度を利用し、その本を使った学習活動を推進していきます。
- ◎ 学校と図書館の連携及び情報交換の強化
 - *子どもたちに幅広い読書案内ができるよう、情報交換に努めます。
 - *子どもたちの読書へのきっかけづくりとして、図書館で作成したリーフレットを配布します。
 - *子どもたちの読書に対する意欲を高め、本に親しんでもらうために、図書館司書による「ブックトーク」を実施していきます。
- ◎ 教職員の資質向上のための図書館主催の研修会への参加
 - *教職員の本や読書に対する意識を高め、読書好き・本が好きな子どもたちを育成するための教育活動に活かしていきます。



図書館主催の
教職員向けの研修会

イ 教職員全員で取り組む姿勢の確立

- ◎ 学校図書館担当職員*13（専門員）の配置
 - *各学校に、学校図書館担当職員を配置し、子どもの読書活動や調べ学習への支援をしていきます。
- ◎ 司書教諭*14 及び図書主任*15 を中心とした校内研修会の実施
 - *教職員の本や読書に対する意識を高め、読書好き・本が好きな子どもを育成するための教育活動に活かしていきます。

*13 学校図書館の運営を、司書教諭とともに協力して行なう臨時職員のこと。図書の整理や図書館の授業の補助、図書の貸出等を行なう。

*14 学校内の役割としてその職務を担当し、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導、さらには、学校図書館の利用指導計画の立案など、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担う。

*15 学校内における運営上の業務分担の1つ。特に、図書館・図書室の管理・運営、読書指導、視聴覚器材の管理などを担当し、中心となって業務を行なう。

ウ 子どもたちが読書により親しむことのできる環境の整備

◎ 電算図書システム導入の推進

★学校図書館の機能を十分に発揮するために、蔵書情報の管理を推進していきます。

◎ 学校図書館図書標準*16の達成を推進

★図書室*17の整備、充実に努め、子どもたちの様々な興味・関心にこたえていきます。

★司書教諭、図書主任および図書館司書が作成するブックリストを活用します。



学校図書室内（小学校）
※展示コーナー



学校図書室内（小学校）
※絵本棚

エ 学校図書館の活性化と図書の充実

◎ 効果的な選書・購入

★図書館司書が作成したブックリストを参考としながら、魅力ある本を子どもたちに届けることができる仕組みづくりをすすめます。

◎ PTA や地域後援会からの寄贈本等の支援・寄贈本の装備

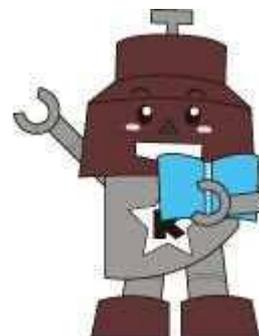
★PTA や地域のボランティアの方々に支援を求め、図書の充実を図ります。

★本の装備、登録等についての協力・支援を依頼し、図書の充実を図ります。

オ 地域ボランティアとの連携

◎ 学校応援団*18（ボランティア）の活用

★読書活動をはじめ、図書室整備や本の修理などの幅広いボランティア活動受け入れのための体制づくりをすすめます。



きゅぼらん

*16 文部科学省が、公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として設定した、学級数を基準に示した蔵書数の目標値のこと。

*17 現在、小・中学校では、学校図書館を「図書室」という名称で活用している。

*18 学校における学習活動、安心・安全確保、環境整備など、ボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織をいう。

【資料編】

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日法律第154号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

川口市子ども読書活動推進計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第9条第2項の規定に基づき、川口市子ども読書活動推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するため、川口市子ども読書活動推進計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 推進計画の策定に関すること。
- (2) その他推進計画策定に関し必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる者をもって構成する。

(委員長)

第4条 委員長は、会務を総理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 委員会は、必要とする計画原案の作成及び調査研究を行うため、生涯学習部会及び学校教育部会を設置する。

2 専門部会の組織は、別表第2に掲げる所属に属する者をもって構成する。

3 専門部会の部会長は、生涯学習部中央図書館職員とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、生涯学習部中央図書館において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この川口市子ども読書活動推進計画検討委員会設置要綱は、平成27年5月25日から施行する。

別表第1（第3条関係）

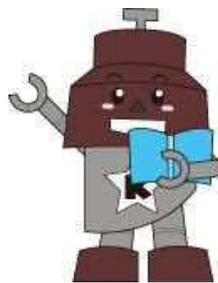
委員長	生涯学習部	生涯学習部長
委員	政策審議室	環境経済文教担当
	企画財政部	財政課長
	福祉部	障害福祉課長
	子ども部	子ども育成課長
	子ども部	保育課長
	健康増進部	保健センター所長
	生涯学習部	生涯学習課長
	生涯学習部	中央図書館長
	学校教育部	指導課長

別表第2（第6条関係）

(生涯学習部会)
障害福祉課 子ども育成課 保健センター 生涯学習課 中央図書館
(学校教育部会)
保育課 指導課 小学校 中学校 市立幼稚園 中央図書館

策定の経過

年 月 日	会 議 等
平成27年6月25日	第1回川口市子ども読書活動推進計画検討委員会
7月 2日	第1回生涯学習部会
7月 3日	第1回学校教育部会
7月31日	第2回生涯学習部会
8月 3日	第2回学校教育部会
8月24日	第3回学校教育部会
8月27日	第3回生涯学習部会
9月16日	第2回川口市子ども読書活動推進計画検討委員会
10月1日～30日	川口市子ども読書活動推進計画改訂版（案）についての意見募集（パブリックコメント）の実施
10月14日	第18回教育委員会定例会（協議事項）
12月 1日	意見募集結果の公表
12月18日	第3回川口市子ども読書活動推進計画検討委員会
平成28年2月 3日	子育て・教育環境向上対策特別委員会（報告事項）
平成28年2月25日	「川口市子ども読書活動推進計画改訂版」策定
平成28年4月 1日	「川口市子ども読書活動推進計画」 (平成28年度～平成32年度) 開始



きゅぼらん

川口市子ども読書活動推進計画改訂版

平成28年4月

発行 川口市

編集 川口市教育委員会・中央図書館

電話 048-227-7611